

2024年2月26日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所2号機 運転上の制限の逸脱について

敦賀発電所2号機は第18回定期検査中において、2月26日17時27分頃、原子炉補機冷却海水系B系のマンホールフランジ部のボルトをゆるめるべきところ、誤ってA系のマンホールフランジ部（以下、「当該フランジ部」という。）のボルトをゆるめたことから、当該フランジ部からの海水の漏れを確認しました。

当該フランジ部を点検する必要があることから、Aディーゼル発電機の冷却水として必要な原子炉補機冷却海水系A系を停止するため、Aディーゼル発電機を待機除外としました。現在、Bディーゼル発電機は点検中のため待機除外となっていることから、同日19時11分に保安規定の運転上の制限[※]を満足していない状態にあると判断しました。

今後、当該フランジ部を速やかに点検、復旧するとともに、Aディーゼル発電機を運転上の制限を満足する状態に復帰してまいります。

なお、本事象による環境への放射能の影響はありません。

※：保安規定で定める運転上の制限とは、この範囲内で運転していれば十分に安全を確保できる設備の機能的な能力又は性能水準を示したものです。運転上の制限を満足していない状態（運転上の制限を逸脱）になりましたが、直ちに安全上の重大な問題を生じていることを意味するものではありません。
保安規定第273条では、モード1、2、3及び4以外において、ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備が動作可能であることを規定しています。

以上